

答申第9号



鎌 公 審 査 第12号

平 成 9 年 7 月 7 日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会

会 長 若 杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立てについて

(答申)

平成6年8月2付けで諮問（諮問第5号）された拠点地区土地利用計画等策定基礎調査（平成5年3月）の一部公開決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

拠点地区土地利用計画等策定基礎調査（平成5年3月）（以下「本件文書」という。）は、別表に掲げる部分を除いて公開すべきである。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市長が平成6年6月30日付けで一部非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、鎌倉市長が鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第3号・4号に該当するとして、一部非公開としたのは、次に掲げる理由から、条例の解釈・運用を誤っているというものである。

ア 平成5年12月、異議申立人は、鎌倉市議会に「深沢清算事業団用地とその周辺を含めた整備計画に関する陳情」を提出し、地域住民に計画を公表し、地域住民の意見や考えを反映できるように求めてきたが、住民には意見や考えを言う場を与えられないうちに、一部委員により「深沢地域の新しいまちづくりの基本方向」がまとめられ、平成6年11月に市長あて提言が行われた。

イ 周辺地域住民は、農地・住宅・工場・商業施設等の混在を、鎌倉市が言うように、計画的な市街地整備が不十分とは思っておらず、地域に根ざした生活の証と感じており、鎌倉・藤沢両市が進めようとしている大規模開発は、深沢地域住民・宮前地区住民が望むまちづくりにはつながらない。

ウ 本件文書と併せて公開請求した鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査A、鎌倉市深沢地域市街地調査土地区画整理事業調査B、鎌倉市深沢地域整備計画事業化推進検討調査報告書、鎌倉市深沢地域市街地整備計画実現化検討調査報告書の文書も含めた5件の文書では、より実現化に向けての調査・検討などを行ったとあるが、都市拠点総合整備事業として、深沢・村岡両地域を一体的に捉えているとなると、村岡・宮前地区が「土地区画整理を事業手法」として住民説明がされ

ていることから、深沢地域も「土地区画整理が具体的事業手法」であることは明白であり、大量の一部公開拒否は将来関係権利者になり得る、調査地域内住民の知る権利を無視したものである。

エ 市長は、今後、地域の意見を聴く場づくりとしての地元協議会的組織をつくり、市民意向調査等を行いながら、計画の具体化を図るとしているが、この進め方は行政側の都合が優先しているものであり、住民のためのまちづくりであるならば、事実は事実として出し、その上で住民がどのようなまちづくりを望み、整備を考えているのかを話し合い、議論されるべきであり、その基礎資料として公開されるべきと考える。

オ 条例第6条第1項第3号該当性について

(7) 公開することにより、神奈川県や藤沢市との協力関係を著しく害するおそれがあるとして非公開としたことは、お互いに相手の自治体に責任を転嫁しているか、或いは口裏を合わせて情報を出さない算段かで、これでは知る権利を保障するとした真の意味での情報公開とはいえない。

(4) 藤沢市では当初から宮前地区整備を土地区画整理の整備手法として発表しており、新駅の設置とは表裏一体と答えている。鎌倉市でも、平成5年9月議会で「現段階では区画整理事業の手法を用いることが妥当であろう」との考え方を持っていると答えており、深沢地域住民は、この都市基盤整備が「街の構造そのものの改造であり、地区住民の生活に大きな影響を及ぼす…」ことを、まだ知らされていない。

カ 条例第6条第1項第4号該当性について

(7) 本件文書には、「行政における内部的な審議・検討過程の情報であり、未成熟な部分が多く含まれている、又、個人の財産・利害に密接な情報も多く含まれており、現段階で公開すると、市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、その結果、当該審議・検討に著しい支障が生じるおそれがある」とのことだが、実施機関は「J・R大船工場は神奈川県・藤沢市・国鉄清算事業団及び鎌倉市の4者の調査の中では現在は調査範囲に入っているが、いわゆる対象と

してはのぞかれている」と答えている。

- (イ) 新駅と深沢清算事業団用地を中心とした整備であり、新駅から至近距離にあり多大な開発利益を得られるJR大船工場はのぞかれ、三菱電機等の工場群もなぜ整備地区に入らないのか、その理由を専門家が調査・検討した基礎資料を公開してほしい。
- (ウ) 公開することによって、特定個人の利害得失を招くとするならば、それは調査報告書が公平に記されていないか、間違いが記されている場合であると考えられる。従って、公正かつ適正な事業執行を行うためには、地域住民に資料を全て公開してから、住民との協議を十分行うべきである。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 深沢地域清算事業団用地周辺整備事業及びその調査目的について

ア 昭和62年の国鉄改革に伴い、深沢地域の周辺に生じた国鉄清算事業団用地並びにその周辺地域の土地利用のあり方等について、地域特性を踏まえた整備計画を策定して、鎌倉市全体の発展にふさわしい姿を見出すことを目的として調査を実施してきたものである。

イ 当該調査は、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とした周辺地域について、土地区画整理事業の調査手法により、市街地環境評価の実施及び市街地整備の基本構想の作成、実現化方策の検討等とあわせて、市街地整備の具体的事業手法の検討を行ったものである。

(2) 本件文書について

深沢地域清算事業団用地周辺整備事業は、平成2年度から神奈川県、国鉄清算事業団、藤沢市、鎌倉市の四者で、深沢地域の国鉄清算事業団用地の高度利用の方向や周辺地域の市街地整備のあり方等を検討し、整備計画や計画の具体化方策について、基本構想、基本計画レベルの調査を行ったものである。

また、平成4年度には、鎌倉市深沢地域、藤沢市村岡地域を一体的に捉えた地区を湘南地区として、各国鉄清算事業団用地を中心とした開発

整備の位置づけ、都市拠点施設整備のあり方等を検討するとともに、総合的な市街地整備計画の検討を行った。

本件文書は、これらの調査の一環として実施したものであり、拠点地区における公共施設を含めた複合的な都市整備方針及び手法の検討を行い、併せて土地利用計画、機能導入計画及び施設規模計画等の検討を行ったものである。

(3) 条例第6条第1項第3号該当性について

本件文書には、整備手法に関する調査内容及び隣接市に関する記述があるが、これらは隣接市に本調査の趣旨の理解を得て、また、本市内部資料として使用するものとして取得した情報であり、公開することにより、これらの団体との協力関係を著しく害するおそれがあることから、条例第6条第1項第3号に該当し、非公開としたものである。

(4) 条例第6条第1項第4号該当性について

本件文書には、公共図書館、整備方針、整備計画及び都市構造についての記述があるが、これらの情報は、行政における内部的な審議・検討過程の情報であり、未成熟な部分が多く含まれており、現段階で公開すると不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、その結果、当該審議・検討に著しい支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第1項第4号に該当し、非公開としたものである。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書及び整備計画について

ア 本件文書は、深沢地域の国鉄清算事業団用地を中心とした拠点地区における公共施設を含めた複合的な都市整備方針、手法の検討を実施した他、土地利用計画、機能導入計画等の検討を行ったものであることが認められる。

イ 本件整備計画は、「深沢地域国鉄跡地周辺総合整備構想」（第3次鎌倉市総合計画の名称）として、深沢地域の国鉄清算事業団用地及びその周辺地域を中心に、隣接する藤沢市の新駅構想も視野に入れながら、深沢地域の新しいまちづくりを推進しようとするものである。

ウ その内容は、鎌倉市のみならず藤沢市域の新駅構想も視野に入れた

広域的課題でもあることから、鎌倉市、藤沢市、神奈川県、国鉄清算事業団の四者において、事業団用地の利用や周辺地域の市街地整備のあり方等について審議・検討を行い、具体化方策について調査を実施したものである。

(2) 条例第6条第1項第3号該当性について

ア 条例第6条第1項第3号は、「国又は他の地方公共団体（以下「国等」という。）の機関と実施機関における協議、依頼等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれのあるもの」については、公開しないことができる旨規定している。

これは、国等との協力関係を継続的に確保する観点から、国等との間における協議・依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報で、公開することにより、国等との協力関係を著しく害し、市の行政運営に支障が生じないようにするため、これらの情報は公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書には、藤沢市における新駅構想に関しての村岡地域との連携、深沢・村岡地域の都市軸の構築、幹線道路整備等についての記述がある。これらの一部については、本市が本件整備計画の推進に当たり、市内部で使用することを条件に藤沢市から提供を受けた情報であり、藤沢市における調査結果や方針等についての内容であることから、これを公開することにより、両市の信頼関係を著しく害するおそれがあるものと認められる。

以上のような理由から、別表1に掲げる部分は条例第6条第1項第3号に該当するものと判断する。

(3) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 条例第6条第1項第4号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関における審議、検討、調査研究等（以下「審議等」という。）についての情報であって、公開することにより、当該審議等に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」については、公開しないことができる旨規定している。

これは、行政機関が行う審議、検討、調査研究等が自由率直な意見

交換や十分な資料収集のもとに行われることを確保する観点から、行政として最終的な意思決定までの段階にある情報で、公開することによって、市民に不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれのある情報等については、公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書のうち、特定の道路公園等の位置・道路の幅員等が明確になる部分、開発整備の実施に当たって特定の土地の権利に直接係わる部分、具体的な整備方針・今後の検討課題等に係わる部分、拠点地区における施設等の位置・面積・詳細な計画内容がわかる部分、道路等の具体的な位置・面積等が明確になる図、調査地区が明確になる図等については、本件整備計画の推進に当たり、市内部における意思形成過程での審議、検討等に関する資料としての性格を有するものと認められることから、これらを公開することにより、不正確な理解や誤解を与え、本件整備計画に係る審議、検討等に著しい支障が生じるおそれがあるものとする。

しかし、実施機関が非公開とした部分には、非公開の処分時点から現時点までの時間的経過もあり、深沢地域まちづくり会議や広報臨時号等を通じて市民に公表された情報のほか、一般的な例示や参考とした図表など、公開したとしても市民に誤解を与えたり、混乱を招くおそれがあるとは言えない情報も多く見受けられる。したがって、これらの情報は公開すべきものとする。

以上のような理由から、別表 2 に掲げる部分は条例第 6 条第 1 項第 4 号に該当し非公開が妥当であるが、その余の部分は公開が妥当と判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別表 拠点地区土地利用計画等策定基礎調査

1 条例第6条第1項第3号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
18	左側13行目2文字目から16文字目、同20行目から22行目まで、右側の図（表題含む。）
20	右側4行目から7行目まで
25	左側3行目11文字目から4行目21文字目まで

2 条例第6条第1項第4号に該当し非公開とする部分

頁	該 当 行 等
1	左側10行目5文字目、同17行目から21行目まで
2	中段左側「検討結果から得られた課題」欄右側記載の6ヶ所のうち「新駅との間の都市軸の明確化の必要性」及び「村岡地区との役割分担—複眼都市」を除く部分
9	右側19行目1文字目から15文字目まで
12	左側5行目22文字目から7行目31文字目まで
21	左側12行目3文字目以下全部、右側全部
22	右側1行目2文字目から3行目、同6行目5文字目から17文字目、同9行目8文字目から12行目、同17行目6文字目から20行目まで
23	表上段「ゾーン別整備のポイント（課題）」欄の15行目、同17行目、同25行目、「整備計画方針」欄の16行目
24	全部
25	左側10行目9文字目から11行目、同12行目12文字目から同行全部、同13行目8文字目から14行目まで、同15行目8文字目から16行目、同17行目16文字目から22文字目、同18行目28文字目から19行目2文字目、同19行目18文字目から20行目4文字目まで、右側9行目以下全部
26	全部
27	左側10行目から全部、右側の図
28	左上記載の図（注の表現含む。）
29	全部

頁	該 当 行 等
30	左側全部、右側2行目から4行目、同6行目から7行目、同17行目15文字目から18行目14文字目、19行目以下全部
31	全部
32	左側14行目12文字目から15行目24文字目まで
33	左側23行目から24行目まで
35	全部
36	右側下段の「青果市場」に関する4行を除き全部
39	右側全部
40	全部
41	左側12行目6文字目
45	左側20行目19文字目
46	右側17行目3文字目
47	左側2行目から6行目
51	左側14行目から17行目、右側12行目9文字目、同14行目3文字目から13文字目まで
52	左側8行目から9行目3文字目まで、同17行目28文字目以下全部
53~75	全部
76	左側全部
77~79	全部
80	左側5行目、右側全部
81~82	全部
83	左側1行目から9行目22文字目まで、同24行目、右側全部
84	全部
85	左側2行目から10行目
86	7行目から9行目まで
94~98	全部

備考1 行数は、文字が記載された行を上から数えた。

備考2 図表が記載されたページについては、様々な記載方法が見られたため、範囲を特定する部分の表現は、当該ページごとに適宜行った。なお、行数は、範囲を特定する表現部分を1行目として、文字が記載された行を上から数えた。(図表の題名は含むが図表そのものは含まない。)

備考3 文字数は、範囲を特定した場合も、その範囲内の行の記載のある文字について左から数えた。

備考4 句読点、「○」、「・」、「:」、「※」、「-」、「(」、「m」、「h a」等の標記は一文字とし、数字は桁数にかかわらず一文字と数えた。

審 査 会 の 処 理 経 過

開催年月日	処 理 経 過
6. 8. 2	諮問（諮問第2～6号）
8. 4	実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出要請
8. 25	一部公開拒否理由説明書を受理
8. 26	異議申立人に一部公開拒否理由説明書の写しを送付し、意見書の提出を要請
12. 22	意見書を受理し、実施機関へ写しを送付
12. 26	意見書の写しを実施機関へ送付
7. 1. 24	・ 審議（第7回審査会）第2号～6号
2. 21	・ 審議（第8回審査会）第2号～6号
3. 22	・ 異議申立人から意見聴取（第9回審査会）第2号～6号
4. 28	・ 実施機関から一部公開拒否理由の説明を聴取（第10回審査会）第2号～6号
5. 24	・ 審議（第11回審査会）第2号～6号
6. 26	・ 審議（第12回審査会）第2号～6号
7. 26	・ 審議（第13回審査会）第2号～6号
8. 7. 2	・ 審議（第25回審査会）第2号～6号
7. 19	・ 審議（第26回審査会）第2号～6号
8. 2	・ 審議（第27回審査会）第2号～6号
9. 9	・ 審議（第28回審査会）第2号～6号
10. 9	・ 審議（第29回審査会）第2号～6号
11. 7	・ 審議（第30回審査会）第2号～6号
11. 20	・ 審議（第31回審査会）第2号～6号
12. 20	・ 審議（第32回審査会）第2号～6号
12. 25	・ 審議（第33回審査会）第2号～6号
9. 1. 20	・ 審議（第34回審査会）第2号～6号
2. 17	・ 審議（第35回審査会）第2号～6号
3. 12	・ 審議（第36回審査会）第2号～6号
4. 18	・ 審議（第37回審査会）第2号～6号
5. 14	・ 審議（第38回審査会）第2号～6号
6. 20	・ 審議（第39回審査会）第2号～6号
7. 7	答申